

秋田県告示第460号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定に基づき定めた同法第104条第2号に掲げる漁業に係る区分及び区分の一部を次のとおり変更したので、公示する。

平成30年10月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

変更前

<p>岩館加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち八峰町八森字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型底びき網漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業
<p>八森加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち八峰町の区域（岩館加入区の区域を除く。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 沖合底びき網漁業又は小型底びき網漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

変更後

<p>八森・岩館加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち八峰町の区域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型底びき網漁業であって八峰町八森字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域内に住所を有する組合員が営むもの 2 沖合底びき網漁業又は小型底びき網漁業であって八峰町八森字横間、字茶の沢、字家の向、字滝ノ間、字横間台、字山内台、字山内、字立石、字五輪台上段、字五輪台下段、字茂浦、字中浜、字椿、字家の上、字椿台、字泊台、字本館、字浜田、字古屋敷、字磯村及び字八森の区域内に住所を有する組合員が営むもの 3 はたはた小型定置漁業 4 雑魚小型定置漁業 5 総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって八峰町八森字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域内に住所を有する組合員が営むもの 6 総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって八峰町八森字横間、字茶の沢、字家の向、字滝ノ間、字横間台、字山内台、字山内、字立石、字五輪台上段、字五輪台下段、字茂浦、字中浜、字椿、字家の上、字椿台、字泊台、字本館、字浜田、字古屋敷、字磯村及び字八森の区域内に住所を有する組合員が営むもの
-----------------	------------------------------	--